

I 重大事態対応の基本

1 状況の把握

- ① 客観的で正確な事実を，網羅的に把握します。
- ② 学校や県教育委員会の対応経過を時系列で記録しておきます。
- ③ 作文等の提出物などの個人の所有物，学級日誌などの学校の公簿，いじめアンケートの原本などの関係資料等の内容を確認するとともに保管しておきます。
- ④ 関係資料の保管の前提として，生活支援カルテ等を用い，指導記録を日常的に蓄積しておくことが必要です。特に保護者・生徒からの訴えに対する対応等については，記録しておきます。

2 当面の対応（※ 現実には，状況の把握ができないまま，当面の対応をとることが多い。）

① 生命，心身又は財産に重大な被害が起きた場合（校内で起きた事案の場合）

現場での応急措置や居合わせた生徒への対応，管理機関（県教育委員会）への報告，警察等との連携，保護者への連絡などさまざまな現場対応が求められます。

→ 「IV 県教育委員会との連携」参照

② 被害生徒の保護者への対応

校長，学年主任，担任，連絡窓口となる教職員からの電話連絡，家庭訪問等を速やかに行います。また，事実を広く伝え今後の対応をしていく場合には，事実の公表についての了解を得ておきます。

③ 記者会見

2社以上の取材依頼があれば，開催するつもりで準備を始めておきます。

なお，調査組織が宮城県いじめ防止対策調査委員会となる場合には，記者会見を基本的には行うこととなります。

④ 保護者会

すぐに開催するつもりで準備を始めておきます。

なお，記者会見を設定する場合には，できるだけ同日に開催することとします。

⑤ 臨時休業及び学校再開の方針

できるだけ臨時休業を避け，学校の日常活動を段階的に早期に平常化させるのが基本です。学校再開日の方針を決定し，それに合わせ，スケジュールを決めていきます。

3 目標

- 対応に追われて本質を見失わないよう、何をすべきかイメージしやすい目標を共有化しておきます。

〈初期目標の例〉

- ・ 被害生徒，保護者の気持ちに寄り添うこと
- ・ 心のケア
- ・ 学校の日常生活の回復

4 対応態勢

● 適切なリーダーシップ

- ・ 校長は，保護者への対応はもちろんですが，保護者会，記者会見などで前面に立ち，陣頭指揮をとります。ただし，すべてを校長が行うことはできませんので，チームとして対応することが求められます。 → 「5 各種会議と情報共有化」参照

● 必要な人員の確保

- ・ 必要に応じて，県教育委員会から応援職員を派遣し，助言とともに学校では手が回らない部分のサポートを行うこともあります。

● 緊急時の役割分担

- ・ 緊急時には校長など一部の管理職，担任，養護教諭等の負担が大きくなります。これら教職員の負担を軽減し，その役割に集中できるよう，担当者の役割分担をします。
- ・ 役割分担は，教職員の適材適所を考慮し，平時に決めて備えておく必要があります。あらかじめ，代理も決めておきます。

〈緊急時の校内役割分担の例〉

- ・ 保護者担当 … 保護者会の開催やPTA役員との連携を担当
- ・ 個別担当 … 該当生徒の保護者などの個別の窓口
- ・ 報道担当 … 報道への窓口
- ・ 学校安全担当 … 校長や教頭の補佐，学校安全対策，警察との連携などの担当
- ・ 庶務担当 … 事務を統括（事務長等）
- ・ 情報担当 … 情報を集約
- ・ 総務担当 … 学校再開を統括（教務部長等）
- ・ 学年担当 … 各学年を統括（学年主任等）
- ・ ケア担当 … ケアを統括（養護教諭，教育相談担当等）

5 各種会議と情報共有化

- ① 「学校いじめ問題対策委員会」「職員会議」を合わせて1日3回を目安に開催します。
- ② 「学校いじめ問題対策委員会」「職員会議」にすべてのメンバーが集まるのが難しい場合が多いことから、学校全体の方針や報道対応、保護者会、当該生徒の保護者対応などは、校長を中心とする幹部教職員などによる「本部会議」（本部）を開催し、協議・決定します。また、必要に応じて、「本部会議」にスクールカウンセラー等の出席を求め直接助言をもらいます。
- ③ ケアの詳細は、養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学年主任、担任などによる「ケア会議」を1日1回以上開催します。必要に応じて、関係する担任や部活動顧問、管理職等も加わります。重要事項については本部も概要を把握しておく必要があります。

6 スクールカウンセラーなどの支援

- 事後対応にはスクールカウンセラー（スーパーバイザーなどの県教育委員会からの緊急派遣も含む）の学校でのサポートは不可欠です。
- なお、配置校のスクールカウンセラー、スーパーバイザーの緊急派遣等の要請については、高校教育課担当まで相談・連絡してください。

7 自死の場合

- 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月、文部科学省）が参考になります。（→ 文部科学省のHPに掲載されています。）